

川崎市立川崎病院医師等の緊急出勤に伴う交通費等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）の職員が患者の急変等により緊急に出勤した場合及び医師が診療のために、病院と川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）との移動をする際の交通費等（以下「緊急出勤の交通費等」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 緊急出勤の交通費等は、次の要件に該当するものについて支給する。ただし、川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第28号）の規定に基づく通勤届出（以下「通勤届出」という。）が自動車の場合で、有料道路を使用したときには、その通行料のみを支給する。

(1) 緊急出勤に係る交通費

次の要件のすべてに該当する場合に支給する。

ア 通勤届出の通勤経路の交通機関が使用できない場合もしくは通常時（日勤の通勤時）より多くの時間を要すると見込まれる場合。

イ 自宅から病院までの区間の利用によるとき。（所属長が認める場合はこの限りではない。）

ウ 緊急出勤要件が終了後、直ちに帰宅する場合には、所属長の判断により病院から自宅までの区間の交通費等を支給する。

(2) 井田病院での診療のための移動に係る交通費

次の要件をすべてに該当する場合に支給する。

ア 病院及び井田病院の両院で診療があり、急を要する場合。（カンファレンス、会議及び委員会等への出席のための移動については支給しない。）

)

イ 病院から井田病院もしくは井田病院から病院までの区間の利用によるとき。

(3) その他、病院長が特に必要と認める場合。

(請求方法等)

第3条 緊急出勤の交通費等を請求する職員は、医師等緊急時出勤交通費等請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)に必要事項を記入し、タクシー会社発行の領収書を添付の上、速やかに病院事務局庶務課庶務係(以下「庶務担当係」という。)に提出しなければならない。

(支給日及び支給方法)

第4条 緊急出勤の交通費等は、当該請求書が提出された月の翌月中(但し、最終日が金融機関の営業日ではない場合は、その翌月の最初の営業日までとする。)までに支給する。

2 緊急出勤の交通費等の支給については、該当者がタクシ一代口座振込申出書(兼変更届)(第2号様式、以下「口座申出書」という。)にて指定する金融機関の口座へ振り込む。

3 前項で指定した振込口座に変更がある場合は速やかに口座申出書により変更内容を庶務課担当係へ届け出ること。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

(施行)

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

(廃止)

2 川崎市立川崎病院医師緊急時出勤交通費支給細目は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。